

令和3年1月14日

保護者様

赤穂市立赤穂東中学校  
校長 勝谷英策

## 新型コロナウイルス感染症対策の一層の強化について（お願い）

寒冷の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、本校の教育活動に特別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、昨日、兵庫県を含む7府県を対象区域に、新型インフルエンザ対策特別措置法による「緊急事態宣言」が再発令されました。

このことを受け、本校では下記の対応を実施し、感染防止に向けて一層の取組を行います。子供たちの生命と健康を第一に考え、感染拡大防止に全力で対応して参ります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

### 緊急事態宣言下における中学校の具体的な感染拡大防止対策について

#### 1 登校前

- 家庭での健康状態について確認をお願いします。  
（健康チェック表に朝の体温・体調・同居の家族の健康状態等を記入）
- 発熱、風邪症状、倦怠感等、体調に不安がある場合は、登校せず自宅で療養させてください。（欠席時には学校への連絡をお願いします。）
- マスク・個人用ハンカチ等を確実に持参するようお願いします。

#### 2 登校時

- 集団での登校は避け、人との距離（ソーシャル・ディスタンス）を2m程度とるよう指導します。
- 校舎に入る前に、アルコールによる手指消毒及び検温・健康の確認及び健康状態の把握（健康チェック表の回収）を行います。
- ご家庭で検温や健康状態の確認できなかった場合は、登校時に教職員が検温や健康観察を行います。
- 登校時に発熱等の風邪の症状がみられた場合は、別室で体調を観察し、状況により、保護者に迎えに来ていただく場合もございます。

#### 3 授業時

- 3密（密集・密接・密閉）を回避するよう、机の配置・授業形態等について工夫します。
- マスクの常時着用（生徒・教師）を実施します。
- 十分な換気を実施します。

- 話し合い・協働活動では、必要最小限の人数、時間となるよう配慮します。
- 指導者と生徒、生徒同士の間隔について、活動場所の広さに応じた配置を工夫します。

#### 4 休憩時

- 生徒間の過度な接触を避けるよう指導します。
- 手洗い・うがい・アルコール消毒等を行うよう指導します。
- トイレの使用に関しては、使用する階を確認するなど、密集・密接を避けるよう指導します。

#### 5 給食時

- 配膳当番等の生徒の健康状態を再確認します。
- 手洗い・マスク着用等の衛生管理を徹底します。
- 生徒が向き合う形は避け、間隔を確保した形で食事ができるようにします。

#### 6 清掃時

- 無言清掃を行う等、生徒間の会話を最小限に抑えるよう指導します。
- 終了後の手洗いの励行を指導します。

#### 7 部活動時（校内での活動のみ実施。水泳部は城南プールも利用可）

- 対外試合等は原則中止します。
- 屋内活動では換気を徹底します。
- 活動前・活動後の手洗い・消毒の励行を指導します。
- 身体接触の多い活動を避けるよう指導します。

#### 8 下校時

- 下校前に生徒の健康状態を再確認します。
- 寄り道せず帰宅するよう指導します。
- 急な休校に対応できるよう、家庭での過ごし方や学習内容を各家庭と共通理解できるよう体制を整えます。（メール配信等の連絡手段の整備）

#### 9 放課後

- 校内の共用部分の消毒・換気等、感染防止の取組を実施します。
- 20時以降の不要不急の外出は控えるよう指導します。
- 学校施設開放による事業も20時以降は中止します。

#### 10 その他

- 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、いじめにつながる言動が無いよう生徒の様子をしっかりと見ていきます。
- 高等学校入学者選抜等については、万全を期した上で予定通り実施します。（今後の感染状況や県教委からの変更通知があれば速やかに対応します。）

自分や家族など大切な人の命を守るために、感染拡大防止策をしっかりと守るよう、ご家庭でも話し合ってくださいようお願いいたします。